

一般社団法人千葉県病院薬剤師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県病院薬剤師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、国民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事業
- (2) 生涯研修に関する事業
- (3) 専門・認定薬剤師等取得支援に関する事業
- (4) 薬学教育の向上に関する事業
- (5) 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事業
- (6) 機関誌及び図書等の刊行に関する事業
- (7) 薬剤業務等に関する調査研究に関する事業
- (8) 関係諸団体との連携及び協力に関する事業
- (9) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

2 前項の事業は、千葉県において行うものとする。

第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
 - (2) 特別会員 正会員以外の薬剤師免許を持ち本会の目的及び事業に賛同する個人
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人
 - (4) 名誉会員 本会に特に顕著な功績のあった者で理事会の推せん総会の同意を得た者
 - (5) 学生会員 薬系大学及び大学院に在籍している学生。ただし、社会人大学院生は除く。
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 正会員及び特別会員は日本病院薬剤師会の会員になることとする。
- 4 名誉会員は終身にわたって委嘱することとする。

(手続き及び任意退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

(会費等)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員、学生会員は会費の納入を要しない。
- 3 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 第6条及び第9条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき及び失踪宣言を受けたとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 賛助会員資格が消滅または死亡したとき
- (4) 正会員、特別会員及び賛助会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(除名)

第9条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決を経て、除名することができる。ただし、総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第6条第2項、第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上25人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長、1人を専務理事、5人以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理事とする。

(理事の職務・権限)

第12条 会長は、法令及び定款の定めにより本会を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会業務を分担執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会業務を分担執行する。

- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会業務を分担執行する。
- 5 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告することができる。
- 4 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会で選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会で選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 各理事について、その理事及び配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 役員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員として補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第11条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後も後任者が就任するまではその権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の決議により解職することができる。

(取引制限)

第17条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会が別に定める。

(名誉会長及び顧問)

第19条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は法人法上の役員に該当しない。

- 2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった会長のうちから理事会の推せんと総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。
- 3 名誉会長は会務を行わない。
- 4 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問は会の運営に関し、会長のもとめに応じ、随時意見を述べることができる。
- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

第5章 総会

(構成等)

第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 4 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(開催、招集)

第21条 定時総会は、毎年1回5月に開催する。ただし、やむを得ない事情のあるときは理事会の決議を経て、変更することができる。

- 2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員より、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。
- 4 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会長は第3項第2号による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

ない。

- 6 総会の招集は、開会の1週間前までに総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項その他法令で定める事項を記載した通知を正会員に送付することで行う。

(権限)

第22条 総会は、次に掲げる事項及び法人法に定める事項を決議する。

- (1) 事業報告及び計算書類の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 役員の実任の免除
- (5) 名誉会員、名誉会長の選任
- (6) 会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 合併に関する事項
- (9) 解散に関する事項
- (10) 理事会が付議した事項
- (11) その他この定款に定められた事項

- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においてはあらかじめ目的として通知された事項以外の事項は決議を行うことができない。

(総会の成立)

第23条 総会は、正会員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人(他の正会員に限る。)にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。
- 3 名誉会長、顧問、名誉会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(議長)

第24条 総会の議長及び副議長は総会ごとに正会員の中から選出する。

(決議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数の議決権を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 監事の解任
 - (2) 会員の除名
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併に関する事項
 - (5) 解散に関する事項
 - (6) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第26条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を

可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令に基づき議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長、副議長及び議長が指名した出席正会員2名が記名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催、招集)

第29条 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第13条第4項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。
- 2 理事会は、会長が招集する。
 - 3 会長は、第1項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。
 - 4 理事会の招集は、1週間前までに理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を通知することで行う。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続きを経ることなく開催することができる。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる事項及び法人法に定める職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定又は解職
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) その他重要な会務の決定

(理事会の成立)

第31条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは出席理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決にかかわることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案した議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に基づき議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 本会の事業を推進するために、委員会を設置する。

- 2 委員会の任務運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。
- 3 委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第8章 支部

(支部)

第37条 本会の事業の地域啓発を行うために、支部を設置する。

- 2 支部の任務運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。
- 3 構成員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第9章 会計等

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第39条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は、理事会で定める。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前日までに作成し理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算表(正味財産増減計画書))は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第43条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散等

(定款変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議及び他法令で定められた事由により解散する。

(清算)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 雑則

(公告方法)

第47条 本会の公告方法は、電子公告とする。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第48条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第49条 本会の設立時役員は、次のとおりである。

省 略

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第50条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

省 略

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

この定款は、平成24年7月2日から施行する。

一部改定	平成	27年	5月	16日
一部改定	平成	29年	5月	20日
一部改定	平成	30年	3月	10日
一部改定	令和	2年	7月	11日
一部改定	令和	4年	3月	12日
一部改定	令和	6年	5月	11日